

# 重要事項説明書

## 鳳鳴苑デイサービスセンター（訪問型サービス(独自)）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1 事業者（法人）の概要

ご利用事業所の名称	社会福祉法人 福鳳会
主たる事業所の所在地	〒933-0834 高岡市蔵野町3番地
代表者（職名・氏名）	理事長 林 治朗
開苑年月日	昭和62年11月1日
電話番号（代表）	0766-31-4567
FAX	0766-31-4848

### 2 ご利用事業所の概要

事業所及びサテライトの名称	事業所	鳳鳴苑デイサービスセンター
	サテライト	高志の郷ホームヘルパー出張所
サービスの種類	訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）	
事業所及びサテライトの所在地	事業所	〒933-0834 高岡市蔵野町3番地
	サテライト	〒933-0849 高岡市横田本町5番21号
電話番号	事業所	0766-31-4025
	サテライト	0766-25-8811
指定年月日・事業所番号	平成18年4月1日指定	1670200243
通常の事業の実施地域	高岡市	

### 3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4 提供するサービスの内容

訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、日常生活に必要な入浴、排せつ、食事等の介助や、調理、洗濯、掃除等の家事を行います。

5 営業日時

営業日	年中無休
営業時間	午前7時から午後7時まで

6 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護職員	常勤 6人、非常勤 10人

7 事業所の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	市川 綾香
--------------	-------

8 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割、又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問型サービス（訪問型サービス（独自））利用料

【基本部分：身体介護及び生活援助】

①1週あたりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

区 分		基本利用料	利用者負担 (自己負担1割の場合)
訪問型独自 サービス 11	1週間に1回程度の訪問型サービスが必要とされた場合	11,760円	1,176円
訪問型独自 サービス 12	1週間に2回程度の訪問型サービスが必要とされた場合	23,490円	2,349円
訪問型独自 サービス 13	1週間に3回程度以上の訪問型サービスが必要とされた場合	37,270円	3,727円

②1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

区 分		基本利用料	利用者負担 (自己負担1割の場合)
訪問型独自 サービス 21	標準的な内容の訪問型サービスである 場合	2,870 円	287 円
訪問型独自 サービス 22	生活援助が中心である場合 (所要時間が 20 分以上 45 分未満の場合)	1,790 円	179 円
訪問型独自 サービス 23	生活援助が中心である場合 (所要時間が 45 分以上の場合)	2,200 円	220 円
訪問型独自短時間 サービス	短時間の身体介護が中心である場合	1,630 円	163 円

(注 1) 上記の基本利用料は、高岡市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。尚、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注 2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件 (概要)	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した 場合	2,000 円	200 円
介護職員等処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合	基本部分×24.5%	

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に 居住する利用者への サービス提供減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者 20 人以上にサービスを 行う場合	上記基本部分の 90%

(2) キャンセル料

訪問型サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

(3) 支払い方法

利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求いたします。指定の口座より引き落としとなりますので、15日頃までに口座のご確認をお願いします。

## 9 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

連絡先	所在地	高岡市蔵野町3番地
	事業所名	鳳鳴苑デイサービスセンター
	管理者	市川 綾香
	電話番号	0766-31-4025
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分

## 10 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 11 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

相談窓口	各事業所職員及び地域包括支援センター長並びに鳳鳴苑事務局事務局長
受付時間	毎週月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分 ※土曜日、日曜日でも受付いたします。
電話番号	31-0700・4025・4400・4567
FAX	31-4848
その他	苦情受付ボックスを鳳鳴苑本館入口に設置しています。

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付 機 関	高岡市長寿福祉課 介護認定審査係	所在地：高岡市広小路7番50号
		電 話：0766-20-1365
		FAX：0766-20-1364
		時 間：午前8時30分～午後5時15分 (土日祝は除く)
	富山県国民健康保険団体連合	所在地：富山市下野字豆田995の3 富山市町村会館内
		電 話：076-431-9816
		FAX：076-431-9850
		時 間：午前9時～午後4時(土日祝は除く)
	富山県福祉サービス運営適正委員会	所在地：富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館2F
		電 話：076-432-3280
		FAX：076-432-6532
		時 間：午前9時～午後4時(土日祝は除く)

## 12 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに 担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

## 13 個人情報の保護について

ご契約者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

## 14 衛生管理等の対策

事業所において感染症が発生した場合は、まん延しないように必要な措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 15 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底します。

(2) 虐待防止のための指針を整備します。

(3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

(4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

(5) 訪問介護職員は、利用者又は他の利用者の等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、訪問介護職員に対し、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付けます。

## 16 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問型サービスの提供の継続的な実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 17 地域との連携

事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問型サービスの提供を行うよう努めます。

## 18 当事業所ご利用の際の留意事項

職員や他のご利用者に対し、ハラスメントその他迷惑行為、宗教活動、政治活動、営業活動を行うことはできません。

## 19 第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	高岡市蔵野町3番地
	事業所名	鳳鳴苑デイサービスセンター

説明者	職名	
	氏名	印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

契約者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印
	続柄	